

日中福祉交流コーディネーターが見る 上海福祉の今

日中福祉プランニング代表 王 青



プロフィール
中国上海市出身。1989年留学のため来日。語学学習を経て大阪市立大学経済学部卒業。95年より日本企業介護福祉関係部署に勤務。上海市民政局や、上海市障害者連合会などとの長年の親交があり、上海市と日本の介護福祉分野の交流・ビジネスを支援してきた。2002年7月フリーに。福祉分野を中心に日中のコーディネーターとして活動中。市場調査、マスコミ取材、ビジネス支援、視察企画など多くの案件を実現してきており、上海福祉分野に関しては第一人者である。

上海市民政局は先月、

「認知症ケアベッド設置法案(試行案)」(以下「法案」)を発表した。現有のベッドを改造したり新設したりするなどして、今年中に認知症専用ベッドを計1000床用意するという案が示された。

まずは上海市19区に対してそれぞれ50床のベッドを設置するよう、「ノルマ」を設けた。

上海市政府は毎年、年始にその年に取り組むべき民政関連の公約10項目を掲げる。過去の公約内容は「交通が不便な場所に、地下鉄駅への連絡バスを運行させる」「施設

2018年は「認知症ケア元年」

ベッド5000〜1万床増設」など。今年は「認知症専用ベッドの設置」が公約の1つに盛り込まれた。

ガイドラインによると

認知症ベッドの利用対象者は、介護度を評価する

「上海市統一評価システム」と認知機能の測定を

経た60歳以上の上海市に戸籍を持つ高齢者。

政府は認知症専用ベッドの設置に関して、1床あたり一時補助金として

2万円(約32万円)を支給するほか、運用開始後は3年間、補助金を支給

する。また、ガイドラインで

は施設での認知症専用ベッドの設置について、個室を推奨している。多床

室の場合は最大4床と制限し、かつ仕切りを設け、

プライバシーを保護しなくてはならない。

さらに、介護スタッフと入居者の人員配置率は、1:3とする。その

ほか、ユニット式(1ユニット6〜8室)を推奨

し、温かい「家」の雰囲気を作り出すことが望ましいとしている。これま

での介護施設の「脱ホテル」化や「脱病院」化を

することが狙いだ。何よりも、今回の法案

では、「認知症」という

名称について大きな話題

となった。これまで中国では「認知症」ではなく、「痴呆症」や「失智症」

と呼ばれていた。昨年3月に「日中認知症ケア交

流シンポジウム」を上海市で開催した時、上海市

政府の幹部から「『認知症』という言葉はまだ浸透していないため、シン

ポジウムのタイトルを変えたほうが良い」と言わ

れるほど、認知症という言葉は浸透していなかった。ところが、あれから

わずか一年。今では「認知症」という言葉がすっかり定着している。

また、今回のガイドラ

インには、公共の場での張り紙や資料では「痴呆症」、「失智症」、「老年精神病」を「禁止用語」とされていたのは驚きである。

上海市民政局の担当幹部らに話を聞くと、このガイドラインは、これまで日本を訪れて勉強したことや日本の専門家と議論して参考となったものを上海の実情に合わせてアレンジしてでき上がったものだそうだ。

上海では認知機能の測定は始まったばかり。これから作成する認知症の認定チェック表も日本の経験や基準を参考にしたいという。